

# 新基本民法 5 契約編

## —各種契約の法

大村敦志

2016年7月発売 / 262頁 / 本体1900円+税  
A5判 / 並製



**編集担当者から** 新基本民法シリーズ4冊目、契約編が刊行されました。旧シリーズ『基本民法II 債権各論』の前半部分を1冊にまとめています（後半部分は『新基本民法6 不法行為編』としてすでに出版されていますので、あわせてどうぞ！）。

本書では、民法第3編第2章「契約」を、契約類型に着目して「各種契約の法」としてとらえて概観します。債権法改正案に全面的に対応しており、改正法案を基準とした記述がなされています。現行法も併記されていますので、過渡期の学習に最適な仕立てとなっています。また、「今日、採用されなかった立法論が、明日、解釈論に結びつくことは十分にありうる」（本書「付記」より）という考えのもと、今回の法案には結果として盛り込まれなかった改正提案についても所々で触れられており、それらは「これからの民法」を考えてゆく足がかりとなるはずです。

契約編のカバーは夏空のような青色。ぜひ、手に取ってご覧ください。（中野）

**Point!**



シリーズ既刊本と同じく、本文2色刷り&全13ユニット構成です！

64 第1章 財産移動型の契約：売買

**◆ 契約責任** 代わって有力になったのが契約責任である。この見解は、瑕疵担保責任の規定は契約責任の規定の特例にすぎないとして、特定物・不特定物を問わず、まず担保責任の規定が適用されるとした。しかし、契約責任は、なぜ瑕疵担保責任の特例が置かれているのかという点については、必ずしも確たる理由を示さなかった。それでは、この点をどう考えればよいか。冒頭に述べたように、担保責任は、売買契約によって、売主が、ある物の権利移転につき保証をしたにもかかわらず、後になって権利の移転しない物の性質の問題があることが判明した場合の責任である。いったん目的物の引渡しがなされ、それにより売主の債務の履行は完了したけれども、物または権利に瑕疵がある場合には、担保責任という形で売主の責任が再び問題となる。ただし、履行完了後の責任であるので、期間などについては一定の制約が課されているのである。つまり、本来の債務不履行責任は担保責任という特殊な責任へ転化すると見ることができる（図表3/4-7）。

**図表3/4-7 瑕疵担保責任①**  
債務不履行責任（第1次的責任）  
↓  
引渡し＝履行完了  
↓  
担保責任（第2次的責任）

【法案における瑕疵担保の法的性質論（債権法改正）】 案564条は、目的物の契約不適合の場合につき買主の返金請求権・代金減額請求権を定めた2次条（案562条・563条）を受けて、「前2条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求及び第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない」と定められている。これは、瑕疵担保責任が契約責任であることを確認するものであると見える。

結局、債務不履行責任と併存する責任ではなく、債務不履行責任の变化したものであるという点では、担保責任は契約責任であると見える。しかし、

第1部 第1巻 65

当初の債務不履行責任そのものではなく法律によって規制を受けた特殊な責任であるという点では、これを法定責任と呼ぶこともあながち誤りではなからう。現在の議論は、このような担保責任を含む契約責任の構造理解へと向かっている。その意味で、かつての法定責任か契約責任かという議論は希り絶えられつつあると嘗てよいだろう（図表3/4-6）。

**図表3/4-6 瑕疵担保責任②**  
【かつての考え方】 契約責任 → 法定責任  
【現在の考え方】 契約責任 → 担保責任（法定責任）  
↑ ↓  
対立  
法定責任

以上を前提として、もう少し技術的な問題をとりあげてみることにしよう。まず、瑕疵担保責任について説明し、続いて、その他の担保責任について補足する。

**■ 瑕疵担保責任**  
(1) 要件  
要件については、様々な問題があるが、ここでは大きく分けて2点を検討する。

◆ 契約適合性の欠如と期間制限  
第一に、契約適合性の欠如について。現570条は、要件の中核に「隠れた瑕疵」という概念を据えている。ここでの「瑕疵」とは「きず」のことであるが、単に物理的なきずに限らない。広く契約によって約束された性質を目的物が欠いていること（契約適合性の欠如）を指すと一般には解されてきた。ただし、このような瑕疵が隠れたものでなければ責任は生じないとされてき

1) 森田宏樹教授などによる（森田・後掲書（REFERENCES）を参照）。